

令和5年2月24日

各幼稚園長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長
広島特別支援学校長
様

学校教育部長

広島県の新型コロナウイルス感染症の感染レベルの引き下げ及び感染拡大防止のための
広島県の対処方針等の改正に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について
(通知)

現在、令和4年12月8日付け学校教育部長通知「『新型コロナウイルス感染拡大防止のための
広島県の対処方針』の改正に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」及び
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活
様式』～2022.4.1 Ver.8(文部科学省)」(以下「マニュアル」という。)のレベル2の行動
基準に基づき、感染再拡大を防止する取組を各校で継続していただいているところです。

今般、広島県から令和5年2月21日に、新型コロナウイルス感染症の感染レベルの引き下げ
及び感染拡大防止のための広島県の対処方針等の一部改正について連絡がありました。

については、このことを踏まえて、別紙1のとおり改正しますので、今後は、マニュアルのレベ
ル1の行動基準及び別紙1に基づき、引き続き、基本的感染対策を徹底した上で教育活動に取り
組んでください。

併せて、別紙2により教職員に対して、公務外の行動も含め、改めて指導を徹底してください。

【担当】教職員課：大前主事

(504-2511)

健康教育課：山根指導主事

(504-2491)

指導第一課：大下主任指導主事

(504-2486)

指導第二課：江島指導主事

(504-2487)

佐々木指導主事

(504-2704)

特別支援教育課：生駒指導主事

(504-2494)

生徒指導課：吉田主任指導主事

(504-2815)